協　会　内　規　事　項

1.　支部の認可の条件

（1）　原則として一行政区、一支部とする。

・複数の行政区で組織化され、大阪府協会が承認した組織は支部として認める。

・市町村合併が行われた場合、一行政区、一支部とし複数登録は認めない。組織への登録は当面の間の期限を設定し、これを認める。

・市町村合併が行われた場合、現理事は任期まで理事として認める。

（2）　認可に必要な提出書類は次のとおりとし、書類に基づき理事会で審議のうえ決定する。

①　支部認可申請書

②　協会・連盟規約

③　役員・審判記録員名簿

④　加盟団体(チーム)名簿

⑤　歳入歳出決算書

⑥　その他参考資料

2.　加盟チームの認可条件

（1）　大阪府協会に加盟・登録するチームは、支部協会・連盟に登録していなければならない。

（2）　大阪府協会加盟チームは、公益財団法人日本ソフトボール協会男子リーグおよび女子リーグ加盟チーム、関西大学男子リーグおよび女子リーグ加盟チーム、実業団男女チーム、教員チーム、クラブ男女チームとする。

（3）　本協会が主催する、ミズノカップクラブチャンピオンシップ大阪大会・ナイガイカップ大阪選手権大会において優秀な成績を収め支部協会・連盟が推薦するチームを、理事会の議を経て次年度大阪府協会加盟チームとする。

3.　役員の選出方法

（1）　理事長の選出方法は次の通りとする。

①　選挙管理委員会を設置する。選挙管理委員は監事があたり互選により委員長を決定し、選挙一切を行う。

②　立候補者が１名の場合は当選とし、信任投票は行わない。

③　立候補者がない場合は推薦委員会を設置し、現理事の内から推薦し理事長を選任する。

④　推薦委員は理事長・副理事長・専門委員長・事務局長とし、理事長を委員長とする。

⑤　理事長選挙における被選挙権、選挙権を有するのは、選挙時に理事であるものとする。

（2）　協会理事の選出方法は次のとおりとする。

①　各支部　１名

②　高体連　１名

③　中体連　１名

④　審判委員会で選出された審判委員長　１名

⑤　記録委員会で選出された記録委員長　１名

（①～⑤で選出された理事を組織選出理事とする）

⑥　会長推薦理事

大学連・加盟チームを含め、上記①～⑤の合計人数を上回らない人数とする。選考条件は、

会長・理事長が有識者を候補者に選出し、組織選出理事会の議を経て決定する。

4. 役員に関する事項

（1） 審判委員長は審判委員会、記録委員長は記録委員会の推挙により理事会に報告をもって決定する。

（2） 審判委員長・記録委員長を除く各専門委員長は、理事長ならびに所属する専門委員会委員によって候補者を選出し、理事会の議を経て決定する。

（3） 同一委員長の任期は連続2期とする。専門的知識・資格を必要とする委員会はこの限りではない。

（4） 公益財団法人日本ソフトボール協会および公益財団法人大阪府スポーツ協会への選出評議員は理事長とする。なお、理事長に支障があるときは副理事長とする。

（5） 近畿協会への選出理事は次の役員の内より選出する。

① 理事長
② 事務局長
③ 審判委員長
④ 記録委員長
⑤ 副理事長
⑥ 近畿協会の専門委員会委員長に選ばれた役員

（6） 協会役員として10年以上在任し、その間功績が顕著であったものについては名誉理事として委嘱することができる。ただし、任期は2年とする。

（7） 会長、副会長、監事の年齢制限は設けない。理事は、就任時75歳未満でなければならない。

・特別推薦理事は、全国的以上の大会を開催する場合、必要があれば必要な人数を理事の枠以上で必要な期間理事として委嘱することができる。理事会で承認されれば年齢は問わない。ただし、この理事には議決権はない。

5. 専門委員会に関する事項

（1） 専門委員会に、必要に応じて担当委員を置くことができる。なお、委員会において協議した事項については理事会にはかる。

（2） 専門委員会の仕事については次のようにする。

① 総務委員会
大会・予選会計画立案、プラン作成、その他各委員会に属さない事項、放送に関すること

② 審判委員会
審判技術・ルール指導・育成

③ 記録委員会
記録指導、育成

④ 指導者委員会
指導者育成

⑤ 技術委員会
技術指導、講習会の開催

⑥ 競技委員会
競技スポーツ大会の要項作成、抽選会運営、大会運営

⑦ 広報委員会
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの企画、編集、作成

⑧ 普及委員会

生涯スポーツ大会の要項作成、抽選会運営、大会運営、女性、小学生の普及活動

⑨　財務委員会

予算及び大会予算、財政計画の策定、会計検査の受検

6.　加盟負担金組織団体及び加盟チームの加盟費・負担金は年度初めの理事会で決定する。

7.　役員（含審判員・記録員）旅費規程に関しては財務委員会で見直しをする。

8.　弔慰に関する事項

（1）　この事項が適用される範囲は次のとおりとする。

①　本会の現役員

②　本会の組織団体の役員

③　その他会長および理事長が必要と認めたもの

（2）　弔慰は次のように定める。

	香　　料	弔　電
本会役員	5,000 円	○
本会の組織団体の役員	5,000 円	○

（3）　この事項の運用に必要な財源は、本会一般会計による。

（4）　その他

本事項を実施する場合は、事象発見者が理事長(副理事長)または総務委員長に通報し、ともに処置に当たる。

9.　役員（含審判員・記録員）

役員が協会の依頼をうけ用務をはたす場合に支給される旅費は次のとおりとする。

（1）　大会への出席

府内（鉄道賃 1,000 円　日当 2,000 円　計 3,000 円）

府外（鉄道賃の実費日当 3,000 円）

ただし、日当は 1 日の日当とし、半日の場合には日当は支給しないものとする。また府外において謝礼が先方の協会から支給された場合にも日当は支給しないものとする。

（2）　会議への出席およびその他の用務

府内（鉄道賃 500 円　日当 500 円　計 1,000 円）

府外（鉄道賃の実費日当 3,000 円）

ただし、用務が 2 時間未満で終了した場合には日当は支給しないものとする。

（3）　事務主担当者には毎月旅費を支給するが、額については理事会で決定する。

2025 年 4 月 3 日一部改正